

北九州市立障害者福祉会館等
指定管理者の募集要項
【参考資料集】

別紙1 関係法令等

地方自治法（抜粋）

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

個人情報保護法（抜粋）

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

別紙2 施設概要

別紙3 施設平面図

別紙4 障害者福祉会館等管理運営業務仕様書

別紙5 事業実績

地方自治法（抄）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 1 0 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

(使用又は利用の許可)

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会福祉施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(利用料金)

第6条 別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の措置及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項の措置に係る者を除く。）は、当該社会福祉施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第4の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第8条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分を違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第9条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター（入所の機能を有するものに限る。）の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたもの限り、当該申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。
- 3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。
- 4 別表第4の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

個人情報保護に関する法律（抄）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（抄）

（種類）

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設の種類の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 点字図書館 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出しその他利用に係る事業を主として行うもの
- 二 点字出版施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物の出版に係る事業を主として行うもの
- 三 聴覚障害者情報提供施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち聴覚障害者用の録音物の製作及び貸出しに係る事業を主として行うもの

（点字図書館の設備の基準）

第三十五条 点字図書館には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 閲覧室
 - 二 録音室
 - 三 印刷室
 - 四 聴読室
 - 五 発送室
 - 六 書庫
 - 七 研修室
 - 八 相談室
 - 九 事務室
- 2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。
- 3 点字図書館には、前二項に規定するもののほか、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具等を備えなければならない。

第三十六条 略

（聴覚障害者情報提供施設の設備の基準）

第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 貸出利用室
- 二 試写室
- 三 情報機器利用室

- 四 製作室
- 五 発送室
- 六 相談室
- 七 研修室兼会議室
- 八 事務室

- 2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。
- 3 聴覚障害者情報提供施設には、前二項に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等を備えなければならない。

(点字図書館の職員の配置の基準)

第三十八条 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一
- 二 司書 一以上
- 三 点字指導員 一以上
- 四 貸出閲覧員又は情報支援員 一以上
- 五 校正員又は音声訳指導員 一以上

- 2 点字図書館には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字図書館の運営に必要な職員を置かなければならない。

第三十九条 略

(聴覚障害者情報提供施設の職員の配置の基準)

第四十条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

- 第四十一条 点字図書館の施設長は、司書として三年以上勤務した者、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 2 点字出版施設の施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

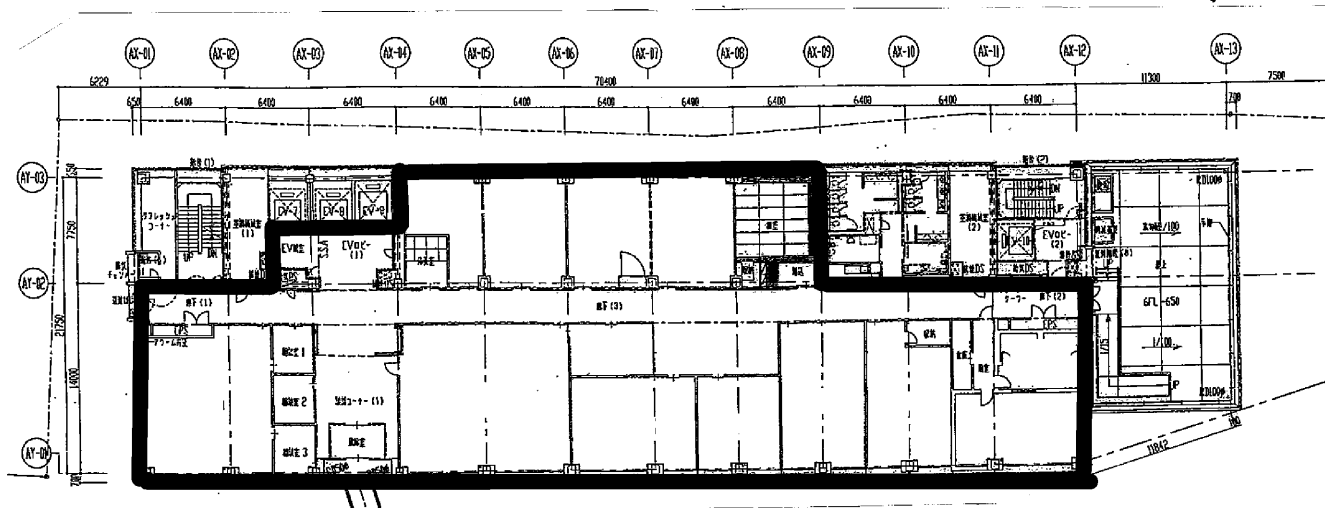
施設概要

	①北九州市立東部障害者福祉会館 ②北九州市立西部障害者福祉会館 ③北九州市立点字図書館 ④北九州市立聴覚障害者情報センター
	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
	障害者相互の親睦及び自主活動の促進を図るとともに地域社会等との交流の場を提供することにより、障害者の福祉の向上に資する。
	① 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ②～④ 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
	① 平成14年9月1日 ②～④ 平成13年9月19日
	① 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造（12階建の6・7階） ②～④ 鉄骨鉄筋コンクリート造（12階建の5階）
	延床面積 ① 1902.25㎡ ②～④ 1640.17㎡
	①② 平日及び土曜日 9:30～21:00、 日曜日 9:30～18:00 ③④ 平日及び土日 10:00～17:30
	火曜日・祝日、年末年始
	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則、その他関係法令等に基づく業務の実施。 1 施設及び設備の維持管理に関すること。 2 北九州市立障害者福祉会館事業の実施及び会館の使用に関すること。 3 北九州市立点字図書館事業の実施に関すること。 4 北九州市立聴覚障害者情報センター事業の実施に関すること。

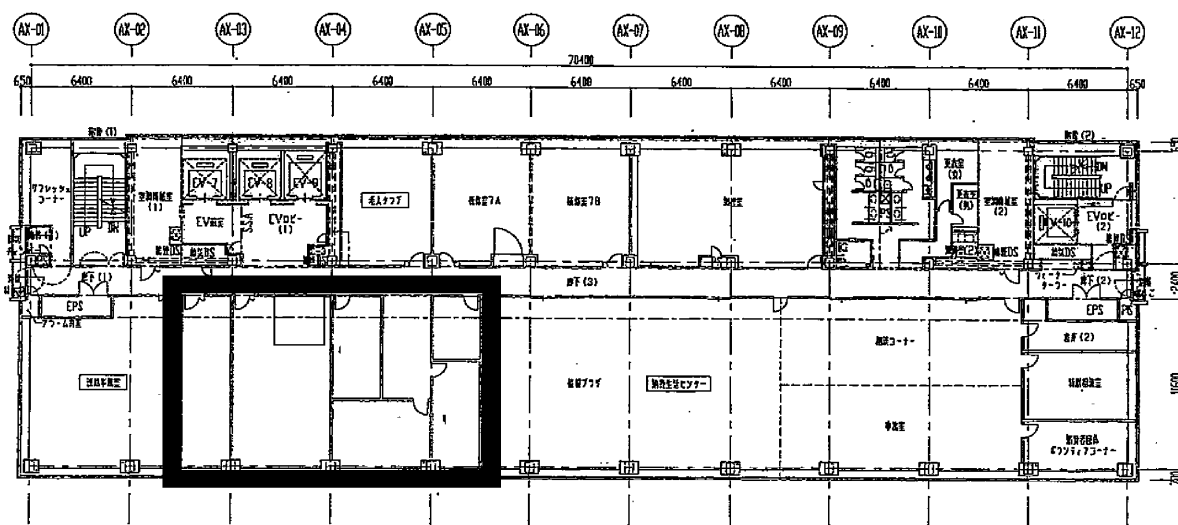
施設平面図



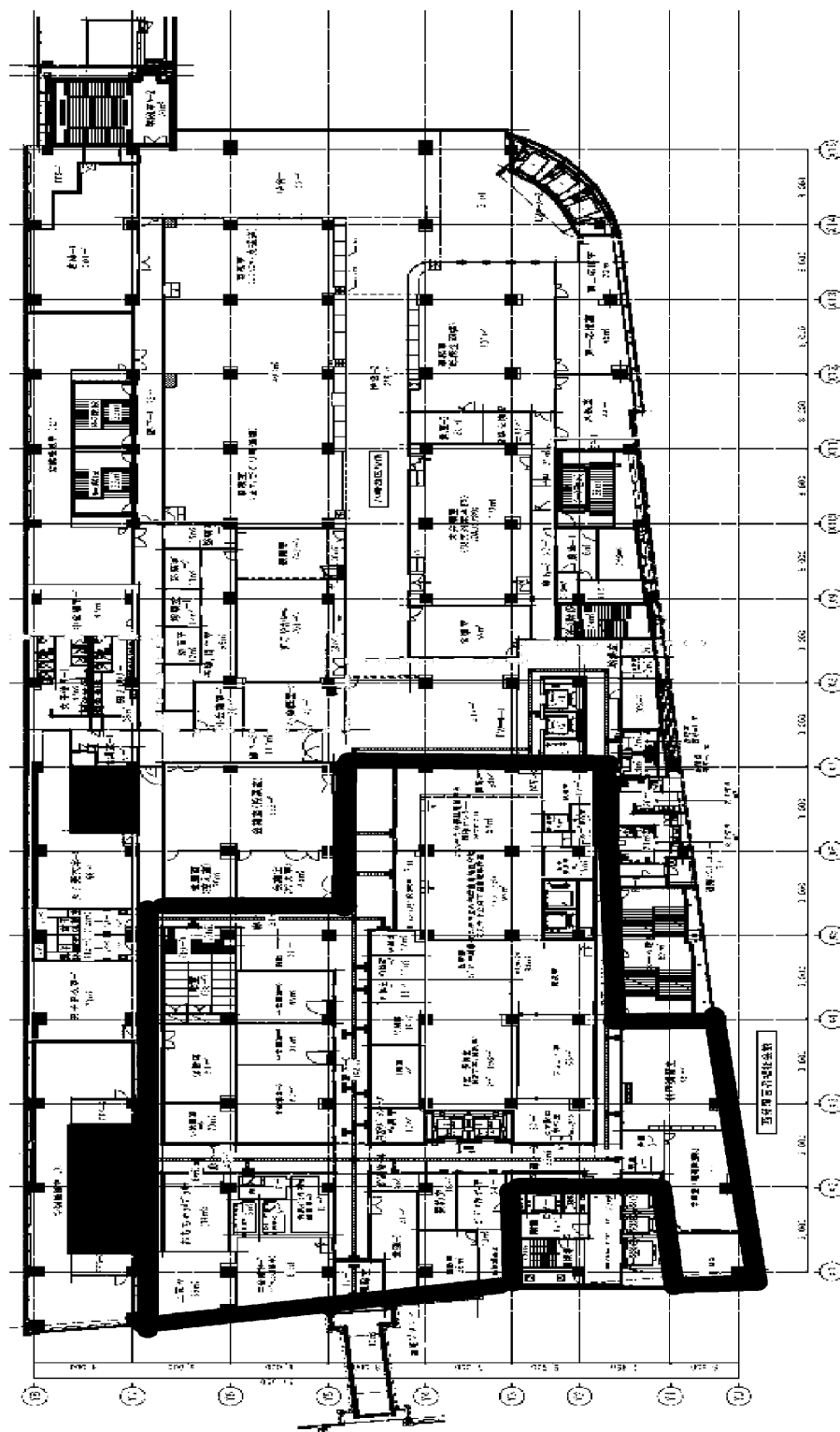
北九州市立東部障害者福祉会館
(ウエルとばた 6階)



北九州市立東部障害者福祉会館
(ウエルとばた 7階)



北九州市立西部障害者福祉会館
北九州市立点字図書館
北九州市立聴覚障害者情報センター
(コムシティ5階)



北九州市立障害者福祉会館等管理運営業務仕様書

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）その他の関係法令等に基づき、以下の業務を実施すること。

1 北九州市立障害者福祉会館（東部・西部）

（1）会館事業

①会館の使用に関すること

障害のある人やその支援者、関係者が福祉の向上を目的として会館を使用する場合、施設の使用申請を受付け、その申請に対し使用許可を行うに当たり、関係法令を遵守すること。

②事業の実施等に関すること

ア 障害のある人の福祉に関する講習、講座等の開催に関すること

在宅の障害のある人の自立や生きがいを高めることを目指し、日々の生活を豊かにすることをテーマに魅力ある講習や講座等を開催すること（例：パソコン教室、料理教室等）。

イ 障害のある人の福祉についての相談に関すること

障害のある人や障害のある人の支援者、関係者が気軽に福祉に関することや個々の生活環境について相談できる体制を整え実施すること。

ウ 地域社会との交流、啓発に関すること

一般の市民にも会館を開放し、障害のある人もない人も地域住民と交流を深めるための事業を年間1回以上実施すること。

東部及び西部障害者福祉会館の取組み等を多くの人へ周知するため、様々な広報媒体を活用し、定期的な情報提供を行うこと。

エ ボランティアの育成に関すること

障害のある人へのコミュニケーション支援などの講座の開催や車椅子介助等、障害福祉に関わる体験を通じてボランティア活動の知識を深め、ボランティアを育成すること。

オ その他障害のある人の福祉の増進に関すること

（2）視聴覚障害者情報センター（東部障害者福祉会館内）

①北九州市立点字図書館及び北九州市立聴覚障害者情報センターのサテライト機能

利用者の利便性を高めるため、東部障害者福祉会館において、コムシティ5階（八幡西区）にある北九州市立点字図書館及び北九州市立聴覚障害者情報センターの分館事業（視聴覚障害者への各種情報の提供）を行うこと。

②要約筆記者養成事業

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記を行う者を養成し、聴覚障害のある人の福祉の増進に資することを目的とする。

○対象者：聴覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する者

○実施内容：厚生労働省の通知（要約筆記者の養成カリキュラム等）に基づき、要約筆記者に必要な知識及び情報を提供するもの。

要約筆記の養成にあたり、合計84時間以上（必修講義44時間＋必修実技30時間＋選択必修10時間以上）の講座を実施すること

③要約筆記者派遣事業

中途失聴者・難聴者に対して、円滑に意思の疎通が行われるよう要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある人の福祉の増進に資することを目的とする。

○派遣対象：市内で開催される行事等で公共団体及び公的機関が主催する会議・大会や障害者団体及び福祉関係団体が主催する会議・大会など。

市内に居住又は市内の事業所に勤務し、かつ要約筆記を必要とする聴覚障害のある人が官公庁等の公的機関又は医療機関等に赴く場合（ただし、医療機関については継続的な通院は除く）。また、社会参加の観点から、日常生活上外出が必要なとき。

(3) 障害者社会参加推進センター（東部障害者福社会館内）

障害のある人の社会参加の推進を体系的、効果的に図り、障害のある人の地域における自立と社会参加の推進を目指す。

①自立支援講座等の社会参加推進事業

ア 障害の特性に対応した自立支援講座の実施

イ 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を行う。

ウ オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、ストマのケアや装具についての講習や相談を行う。

②社会参加推進協議会の開催

社会参加推進協議会は、社会参加推進事業の実施に関する企画及び立案を行う。

③社会参加推進事業に携わる者等の指導、研修

ア 発声訓練指導者養成事業

講習会により、発声法の理論及び指導実習等を行い、発声訓練指導者を養成する。

イ 障害者相談員活動強化事業

障害者相談員等の活動強化のため、相談員に対する福祉制度等の研修を実施する。

④その他社会参加推進事業の実施のために必要な事業

(4) 障害者芸術文化応援センター（東部障害者福祉会館内）

障害のある人の文化芸術活動等を振興できる環境の整備を図り、障害のある人の社会参加の推進を目指す。

①かがやきアートギャラリー運営事業

ア かがやきアートギャラリーの運営

本庁舎1階ぬくもりルーム内にある「かがやきアートギャラリー」での作品展示を行う。より多くの作品を展示するため、作品は定期的に入れ替えるものとする（概ね月1回）。

イ 展示作品の選定及び搬入・搬出

②障害のある人の文化芸術活動についての情報提供

障害のある人の文化芸術活動について広く市民に広めるため、チラシやホームページ等を通して周知啓発を行うほか、文化芸術について障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供を行う。

③その他文化芸術活動の振興のために必要な事業

2 北九州市立点字図書館

(1) 点字刊行物及び視覚障害者用録音物の作成・送付のための環境整備

点字プリンター1台を導入し、点字広報物の作成環境を整備する。作成・送付の対象は、行政情報に関する広報誌や、一般市民向けパンフレット等で、本市が定期的に市民あてに発行するものとし、年間の業務計画及び経費については、指定管理料には含まず、毎年協議のうえ、年度協定において定めるもの。

なお、点訳や録音等の一部の業務をあらかじめ市の承認を受けて、第三者に委託することができるものとする。

(2) 点字図書及び録音図書の製作・貸出・閲覧

視覚障害のある人の福祉の増進を図るため、点字図書、CD図書等を製作し、貸し出しを行うほか、以下の事業を実施する。図書の選定については多くの利用者等のニーズを把握するよう努めること。

①点訳・音訳ボランティア等の指導育成

ア 点訳ボランティア養成事業

講習会等の開催により点訳の知識・技術等を指導し、点訳ボランティアを養成する。養成対象者に対しては、講習会等により、おおむね次の科目につき講習を実施するものとする。

- ◆視覚障害に関する基礎知識 ◆点字の文法 ◆点字の実技 ◆調査・下調べ
- ◆障害者福祉行政

イ 音訳ボランティア養成事業

講習会等の開催により朗読の知識・技術等を指導し、音訳ボランティアを養成する。

養成対象者に対しては講習会等により、おおむね次の科目につき講習を実施するものとする。

- ◆視覚障害に関する基礎知識
- ◆音訳の実技
- ◆処理・録音技術
- ◆調査・下調べ
- ◆障害者福祉行政

②サピエ図書館への加盟

視覚障害のある人の利便性向上のためサピエ図書館へ加盟し、図書の貸出や登録に関する環境を整備する。

③視覚障害のある人の福祉の増進に関すること

視覚障害のある人に対して、家事等の日常生活上必要な指導を行う生活教室などを実施する。

(3) 図書の奨励及び相談事業

3 北九州市立聴覚障害者情報センター

(1) 聴覚障害者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出事業

(2) 手話通訳者の派遣及び盲ろう者通訳ガイドヘルパーの養成・派遣、情報機器の貸出し等コミュニケーション支援事業

①手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人が、社会生活上必要な外出等に際してコミュニケーションを援助する者がいないため意思の疎通を欠く場合に、手話通訳者又は同等の技術を有する者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。

○派遣対象：市内に居住又は市内の事業所に勤務し、かつ手話通訳を必要とする聴覚障害のある人が官公庁等の公的機関又は医療機関等に赴く場合（ただし、医療機関については継続的な通院は除く）。また、社会参加の観点から、日常生活上外出が必要なとき。

○派遣：1回の派遣は原則として4時間以内とする。

②盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成

講習会等の開催により盲ろう者のコミュニケーション方法を指導し、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成する。

○対象者：盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する者

○実施内容：厚生労働省の通知（盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等）に基づき、盲ろう者向け通訳・介助員に必要な知識及び情報を提供するもの。養成にあたり、最低必須科目42時間以上の講座を実施すること。

③盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣

盲ろう者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的に、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを派遣する。

○派遣対象：市内に居住又は市内の事業所に勤務し、かつ通訳・ガイドヘルパーを必要とする障害の程度が1級及び2級の身体障害者手帳の交付を受けた盲ろう者が、官公庁等の公的機関又は医療機関等に赴く場合（ただし、医療機関については継続的な通院は除く）。また、社会参加の観点から、日常生活上外出が必要なとき。

○派遣：1回の派遣は原則として4時間以内とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、通訳・ガイドヘルパーを市外に8時間以内で派遣することができるものとする。当該派遣先が遠隔地等の理由により通訳・ガイドヘルパーを派遣することができないときは、他市の通訳・ガイドヘルパーを派遣することができるものとする。

④派遣用公用車の確保

上記意思疎通支援者の派遣に必要な公用車を1台用意すること。

(3) 聴覚障害のある人に対する相談事業

(4) その他聴覚障害のある人の福祉の増進に関すること

4 施設の管理に関する業務

(1) 建築物及び設備の保守管理業務

指定管理者は、施設を適切に管理運営するために、日常的に点検を行うこと。また、施設を管理する上で不具合等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(2) 物品管理業務

指定管理者は、施設内の備品について、適切な保管及び維持管理を行うこと。

(3) 危機管理業務

指定管理者は、施設内の防犯、防火、安全に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

安全管理及び事故発生に対する緊急対応マニュアルを常備すること。

5 その他管理運営に関する業務

(1) 事業計画書及び事業報告書の作成

毎年度当初に事業計画書を作成するとともに、毎月及び毎年度終了後、指定管理業務に関し事業報告書を作成し、提出すること。

(2) 地域や類似施設との連携に関する業務

地域住民や地域の福祉、医療、保健、教育、行政機関と連携し、障害のある人の活動

拠点として会館の更なる機能強化を図ること。

(3) 調査・照会・利用統計について

市が実施する障害者福祉会館等の管理運営に関する各種調査、照会、利用統計等について協力すること。

(4) 指定期間終了による引継業務

指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

(5) その他

指定管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号、令和6年4月1日一部改正）及び「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（平成29年北九州市条例第37号、令和6年4月1日一部改正）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領（平成28年2月策定、令和6年4月一部改定）に準じて不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、その他障害のある人に対する適切な対応を行うものとする。

北九州市立障害者福祉会館等の指定管理実績について

1 指定管理運営経費実績（R1～R5）

（単位：千円）

指定管理料	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
決算額	171,209	171,756	172,485	175,174	174,717

2 令和5年度 障害福祉会館等人員配置

	区分	人数
東部障害福祉会館	館長	1
	事務員等	9
	小計	10
西部障害福祉会館	館長	1
	事務員等	3
	小計	4
点字図書館	司書	1
	点字指導員	1
	校正員又は音訳指導員	2
	事務員等	2
	小計	6
聴覚障害者情報センター	事務員等	3
	手話通訳者	6
	小計	9
合計		29

※点字図書館、聴覚障害者情報センターの館長は西部障害者福祉会館館長が兼務

※上記人員は令和5年度現在の人員配置であり、同様のものを義務付けるものではありません。人員配置についても提案してください。

障害者福祉会館等利用者数

1 東部障害者福祉会館

(単位：人)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延利用者数	31,742	18,047	19,262	27,631	29,953
月平均	2,645	1,503	1,605	2,302	2,496

2 西部障害者福祉会館

(単位：人)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延利用者数	24,670	11,446	11,872	21,400	21,500
月平均	2,055	953	989	1,783	1,791

3 点字図書館

(単位：人、冊)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延利用者数	30,394	32,540	30,563	30,576	29,952
月平均	2,532	2,711	2,546	2,548	2,496
貸出数※	57,156	61,436	58,948	58,629	57,083
月平均	4,763	5,119	4,912	4,885	4,756

※点字図書館・テープ図書・CD図書の貸出数

4 聴覚障害者情報センター

(単位：人、本)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
延利用者数	121	45	60	97	66
月平均	10	3	5	8	5
貸出数※	332	124	166	239	170
月平均	27	10	13	19	14

※DVDの貸出本数

点字刊行物及び視覚障害者用録音物の作成・送付実績（R5）

事業名	発行回数
市政だより（点字版、カセット版、CD版、テキスト版）	24回
市議会だより（点字版、カセット版、CD版、テキスト版）	4回
人権啓発情報紙（点字版、カセット版、CD版、テキスト版）	1回
市政だより別冊（点字版、カセット版、CD版、テキスト版）	1回
その他（障害福祉ガイド視覚障害者版 等）	15回